

地方独立行政法人りんくう総合医療センター第2期中期計画の変更について

平成29年度第2回評価委員会（平成29年8月23日開催）にて、説明させていただいておりますとおり、病院事業用地及びりんくう教育研修棟の取得を計画していますが、実行にあたりましては、りんくう総合医療センター第2期中期計画を変更する必要があります。今般、取得に係る予定価格が決まりましたので、次の概要で、第2期中期計画の変更を予定しています。

【変更概要】

今般計画している財産を取得することにより、第2期中期計画の「第11 地方独立行政法人りんくう総合医療センターの業務運営等に関する規則で定める業務運営に関する事項」の「1 施設及び設備に関する計画（平成28年度～平成32年度）」に定めている、「病院施設、医療機器等整備に係る予定額」を、事業用地取得予定金額2,000百万円と教育研修棟取得予定金額360百万円の合計2,360百万円加算した6,185百万円に、「2 中期目標の期間を超える債務負担」のうち、「次期中期目標以降の長期借入金償還債務金額」が、上記金額を加算した4,886百万円に、「総債務償還額」が、7,053百万円にそれぞれ増額されることとなります。（別表参照）

【参考】地方独立行政法人法抜粋

(中期計画)

第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

四 短期借入金の限度額

四の二 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

五 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

六 剰余金の使途

七 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 設立団体の長は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

5 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

(料金及び中期計画の特例)

第八十三条 第二十三条の規定は、公営企業型地方独立行政法人には適用しない。

2 公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画においては、第二十六条第二項各号に掲げる事項のほか、料金に関する事項について定めるものとする。

3 設立団体の長は、公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画について、第二十六条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。